

ライフイベントにおける学際研のプログラム等の取扱いに関する申し合わせ

令和6年6月21日

運 営 会 議

1. 目的

本研究所のプログラム等に採択されている教員が、プログラム等の研究期間中にライフイベントにより中断せざるを得ない場合に、当該プログラム等の研究期間の延長及び研究費の繰り越しを可能とし、本研究所における DEI の推進と研究活動の活性化に資することを目的とする。

2. 対象プログラム

本研究所で実施する研究支援に係る全てのプログラム

3. 対象者

本研究所の教員

4. 取扱い

採択されたプログラム等の研究期間中にライフイベントがある場合は、そのライフイベントの期間分の研究期間を延長し、研究費を繰り越すことができるものとする。

なお、プログラムの要項等で最終年度の報告について定められている場合は、延長した期間の末日の属する年度を最終年度として取り扱うものとする。

5. 対象となるライフイベント

- (1) 出産・子育てに関すること
- (2) 介護に関すること
- (3) その他、研究所長が必要と認めるもの

6. 手続き

本取扱いを希望する教員は、所定の様式により事務室（総務担当）に申し出るものとし、延長する期間及び繰り越しする金額は、申し出に基づき研究所長が決定する。

7. その他

その他本申し合わせに関して必要な事項及び本申し合わせにより難い場合の取扱いは、運営会議の議を経て、研究所長が決定する。

附 則

この申し合わせは、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。